

委員からお求めのあった資料

地方自治体に配置されている有資格者の例

有資格者

場所

配置の要件

医師
(327,210人)
*登録者数
(平成30年12月末時点)

保健所
(730人)
(平成30年3月31日時点)

....

保健所の所長は原則として、一定の要件を満たす医師でなければならない。また、職員は、医師、保健師等のうち、保健所を設置する地方自治体の長が必要と認める職員が置かれる。

児童相談所
(664人)
(平成31年4月1日時点)

....

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う者として、医師又は保健師を置かなければならない。

保健師
(62,118人)
*就業者数
(平成28年時点)

保健所
(8,362人)
(平成30年3月31日時点)

....

医師、保健師等のうち、保健所を設置する地方自治体の長が必要と認める職員が置かれる。

児童相談所
(143人)
(平成31年4月1日時点)

....

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う者として、医師又は保健師を置かなければならない。

保育士
(1,598,556人)
*登録者数
(平成31年4月1日時点)

保育所
(464,269人)
(平成29年10月1日時点)

....

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
(0歳児 3:1、 1・2歳児 6:1、 3歳児 20:1、 4歳以上児 30:1
※ただし、保育士は最低2名以上配置)

児童養護施設
(6,218人)
(平成31年4月1日時点)

....

児童養護施設には、嘱託医や保育士、乳児が入所している場合には看護師を置かなければならない。
(0~1歳児 1.6:1、 2歳児 2:1、 3歳以上幼児 4:1、
小学生以上 5.5:1、 45人以下の施設は更に1人追加)

社会福祉士
(238,821人)
*登録者数
(令和元年12月末時点)

児童相談所
(1,639人)
(平成31年4月1日時点)

....

児童福祉司は、社会福祉士等のうちから、任用しなければならない。

地域包括支援センター
(9,258人)
(平成30年4月末時点)

....

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者を置かなければならない。
(省令において、原則として、地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者を1人、社会福祉士その他これに準ずる者を1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1人置くこととしており、これに従い市町村が条例で職員数を定める。)

精神保健福祉士
(86,763人)
*登録者数
(令和2年1月末時点)

精神保健福祉センター、保健所
(786人)
(平成29年度末時点)

....

都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健福祉士等の必要な職員を配置することができる。

建築主事
(1,460人)
(平成29年度末)

市町村、都道府県

....

建築物の建築等をしようとする場合、工事に着手する前に建築基準関係規定に適合するものであることを確認するため、政令で指定する人口25万以上の市においては、建築主事を置かなければならない。

社会教育主事
(1,679人)
(平成30年10月1日時点)

教育委員会事務局

....

市町村においては、建築主事を置くことができる。
都道府県においては、建築主事を置いた市町村の区域外における建築物について確認するため、建築主事を置かなければならない。

社会教育主事を置かなければならない。